

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝
営業時間:9 ~ 17 時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

2019 年
(令和元年)
12月23日
第 1039 号



今号は年内最終号(12月30日号は休刊)となります。
次の配達は 1 月 6 日号(12 月第 4 週～年内に配達予定)です。



民商は与党の 「税制改正大綱」 に断固抗議します

自・公両党は 12 月 12 日に「令和 2 年度税制改正大綱」を発表しましたが、その内容は大企業優遇を増々加速させる、到底許容できないものとなっています。民商は断固抗議します。(詳しくは裏面に)

埼玉県の最低賃金 時間額 926 円



使用者も、
従業員も、
今一度確認を。

年末調整 計算会 早めに済ませましょう!

年内に支給する給料・賞与が確定して、資料が揃えば計算可能!

※予約必須です(予約無い場合は対応できない場合があります)

※日時は特に定めません。準備出来次第お早目に!

○必要な物は下記のとおり

- ・個別源泉徴収簿
- ・生命保険料、損害保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・国民年金の控除証明書、国民健康保険、土建国保の支払い金額分かる物
- ・住宅借入金等特別控除申告書、住宅ローン残高証明書
- ・小規模企業共済掛金等払込証明書
- ・上記内容を記入した、
保険料控除申告書、配偶者控除等申告書、扶養控除(異動)申告書
- ・税務署からの書類 ・ 7 月納付分半期納付書控え ・ 去年の資料など



税務署への書類提出と半期納付は 1 月 20 日が納期限です。

納期前は民商も混み合います。計算はお早目に。

来所前には必ず事前予約をお願いします。

大宮民商 2020 年 新年会

日時: 1 月 18 日(土) 18:00 時開始

場所: マロウドイン大宮

大宮区桜木町 2-173 ☎ 048-645-5111

(大宮駅西口から徒歩 5 分)

会費: 5,000 円

※キャンセルは 1/15 までをお願いします。1/16 以降のキャンセル・欠席時には実費(6,000 円)をご負担いただきますのでご了承ください。

申込: 1/15 までに民商へ

みなさまのご出席をお待ち
しております。



婦人部新年会 1 月 21 日開催!

日時: 1/21 (火) 12:00 ~

場所: 木曽路 大宮店

会費: 2,000 円

申込: 1/17 までに 民商へご連絡ください。



《予 定 表》

- 12/27(金)大宮民商事務所 仕事納め
- 1/5(日)埼商連 新春決起集会 10:30 ~ (埼玉共済会館)
- 1/6(月)大宮民商 事務所開き
- 1/18(土)大宮民商 新年会 18:00 ~ (マロウドイン大宮)
- 1/19(日)全商連地方別新春決起集会 13:00 ~
(本庄市児玉文化会館)
- 1/21(土)婦人部 新年会 12:00 ~ (木曽路 大宮店)

☆班集金・個別集金ともに 15 日集金へのご協力をお願い致します。☆相談・来所時には事前に電話連絡ください。

〈世相〉清水寺が発表する「今年の漢字」、2019 年は「令」。日本漢字能力検定協会が公募を行い、その中で最も応募数の多かった漢字が選ばれる。

<談話>

与党「税制改正大綱」に断固抗議する

2019 年 12 月 13 日 全国商工団体連合会 事務局長 岡崎民人

自民・公明両党は 12 日、「令和 2 年度税制改正大綱」を発表した。生活費非課税や応能負担の原則を税制に貫く姿勢はみじんもなく、大企業への減税を拡充する提案に断固抗議する。

大綱は、大企業がベンチャー企業に 1 億円（中小企業は 1,000 万円）以上投資すれば、出資額の 25% を課税所得から控除する新たな投資減税（オープンイノベーションに係る措置）を打ち出した。5 G（高速・大容量の通信を可能にする第 5 世代移動通信システム）の導入に必要な設備を取得した企業への減税（取得価格の 15% を税額控除または 30% の特別償却）策も盛り込まれている。

巨額な内部留保を蓄える大企業にさらなる減税をもたらす税制は、税の公平原則をゆがめ、格差を広げるだけであり、許しがたい。

また、安倍首相主催の「桜を見る会」で税金の私物化が大問題になったが、大綱には税金の使い道を正す意思は全く見受けられない。軍事費を毎年増大させる一方で、必要な社会保障費を削減するなど、自公政権による税金の使い方は、憲法が定める国民の平和的生存権と福祉の向上に反しており、直ちに正すべきである。

大綱は、「消費税率 10% への引上げを経て、財政健全化に大きな道筋をつけてきた」というが、国の債務は増え続け、税収不足による新たな赤字国債の発行も取りざたされている。10% への消費税増税や複数税率の強行とキャッシュレス決済が混乱と倒産・廃業を広げていることも大問題である。与党は、税制によって中小業者がつぶされ、地域経済が疲弊するという深刻な事態を直視すべきである。

そもそも税制には「生活費非課税」「応能負担」の原則が貫かれなければならない。消費税は、低所得者ほど負担が重い最悪の不公平税制であり、「税率引き下げ・廃止」にこそ道理がある。

民商・全商連は、消費税に頼らない財源提案を広く国民に訴えながら、消費税率 5% への引き下げ実現に全力を挙げるものである。そして、「納税者の権利宣言」（第 5 次案）で示したあるべき税制・税務行政の実現に向けて奮闘する決意を表明する。

